

宮城県上工下水一体官民連携運営事業における 運営権者が行う業務の運営の状況等の報告について

運営権者が行う業務の運営の状況等について、公営企業の設置等に関する条例第29条（議会への報告等）に基づき報告するもの。

1 令和6年度における運営権者の運営状況及びセルフモニタリング結果について

(1) 運営状況について

令和6年度においては、事業開始からこれまでの知見を活かし、施設・設備の健全性を維持し、安定的な事業運営を行うことを最大の目的として事業を行った。

エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響は、事業の運営にも大きな影響を及ぼしたものの、浄化センター等での電力使用量の抑制や最適な調達先の選定をはじめ、事業全体で施設の健全性の維持と支出の抑制を両立する工夫を重ねたことなどから、年間計画に示した利益水準を上回る経営成績となった。

(2) セルフモニタリング結果について

セルフモニタリングは、確認様式（チェックシート）を用いて、各部門による一次モニタリング、会議体による二次モニタリングを行った。

令和6年度は、要求水準を超えるような水質事故やサービスの途絶（断水等）は発生していない。

2 令和6年度における県のモニタリング結果について

年間を通して概ね計画通りに運営がなされ、概ね要求水準を満たしている。

運営権者においては、令和6年度の指摘や業務経験を踏まえ、より一層ヒューマンエラーの防止及びインシデントの発生防止に努めるとともに、運転管理上の不備や施設の不具合、天候の影響等があった場合でも安定した事業運営が行えるよう、引き続き技術力や危機対応能力の向上、関係機関との連携体制の強化が必要である。

県としても運営権者との連携を一層強化しながら、積極的な助言・指導を行い、安定的な事業運営の確立に努力していく。

3 令和6年度における運営権者の行う業務の運営に関する調査審議について

(諮問・答申)

運営状況並びに運営権者及び県によるモニタリングの適正性について、令和5年8月13日付けで経営審査委員会委員長へ諮問し、令和7年8月29日の委員会による審議を経て、令和7年9月16日付けで「適正と認める」旨の答申を受領した。

添付資料

1 運営権者の行う業務の運営に関する調査審議について (答申)

(令和6年9月16日 宮城県企業局経営審査委員会委員長)

2 運営権者の行う業務の運営に関する調査審議について (諮問)

(令和6年8月13日 宮城県公営企業管理者)

3 宮城県上工下水一体官民連携運営事業モニタリング結果年次報告書 (令和6年度)

(令和7年8月5日 宮城県企業局水道経営課)

4 宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式)

令和6年度年間業務報告書 (法人・個別事業統合版) 公開版

(令和7年6月26日 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ)

5 宮城県上工下水一体官民連携運営事業 (みやぎ型管理運営方式)

令和6年度セルフモニタリング結果報告書

(令和7年6月26日 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ)